

雇用環境・均等局

誰もが安心して働くことのできる環境を整える

Our Mission...

働く人も働き方も多様化が進んでいます。女性の活躍推進、職場でのハラスメント防止対策、パートタイムなどの非正規雇用で働く人の処遇改善、仕事と子育てや介護との両立、フリーランスやテレワークなどの柔軟な働き方の推進、豊かで安定した勤労者生活の実現に向けた取組など、誰もが安心して働くことのできる雇用環境の整備に取り組んでいます。

部局の所掌分野

誰もが安心して働くことのできる職場環境の整備

職場における男女の均等な機会及び待遇の確保や女性の活躍の推進、職場でのハラスメント防止対策等を通じて、誰もが安心して働くことのできる職場環境づくりを推進しています。

非正規雇用労働者の処遇改善

パートタイムなどの非正規雇用で働く人の処遇改善や、正社員として働くことを希望する人の正社員転換に向けた支援に取り組んでいます。

仕事と育児・介護の両立支援

仕事と育児・介護の両立支援制度の充実等を通じて、男女ともに仕事と子育てや介護との両立がしやすい環境づくりに取り組んでいます。

多様で柔軟な働き方の推進

フリーランスの方が安心して働ける環境の整備や、時間や場所を有効に活用できるテレワークの定着促進に向けた取組を進めています。

豊かで安定した勤労者生活の実現

中小企業の退職金の充実、勤労者の財産形成促進など勤労者の福利厚生 の充実、労働者協同組合の活用促進により、豊かで安定した勤労者生活の実現を図っています。



▲特設サイト「知りたい! 労働者協同組合法」より

女性の活躍を推進する

我が国の女性の就業者は大幅に増加しており、厚生労働省としても女性の活躍推進に向けた様々な取組を行っています。

女性が活躍しやすい職場環境の整備のために、2022年7月からは、労働者が301人以上の企業において、男女の賃金の差異の情報公表が義務付けられました。こうした男女の賃金の差異等の情報は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」等で公表されています。

一方で、依然として、正規雇用労働者としての就業継続に課題があるほか、男女の賃金の差異は依然として大きく、管理職に占める女性の割合なども諸外国と比べてまだ低い水準にあるといった課題があることから、こうした課題への対策も進めています。



▲「えるばし」マーク、「プラチナえるばし」マーク

同一労働同一賃金の推進

非正規雇用労働者は、現在、全労働者の約4割を占めています。非正規雇用には、正規雇用と比べて、賃金が低い、能力開発機会が乏しいといった課題があります。

政府が推進している「働き方改革」の大きな柱の一つに位置付けられている施策が「同一労働同一賃金」の実現です。

パートタイム・有期雇用労働法等に基づいて、非正規雇用で働く方と正規雇用で働く方との不合理な待遇差を禁止し、非正規雇用で働く方の処遇改善を目指しています。都道府県労働局における指導に加え、2022年12月以降、新たに労働基準監督署と連携した取組も開始し、同一労働同一賃金の遵守徹底

に向けた取組を行っています。

また、正社員として働くことを希望する方については、正社員への転換を行った事業主に対する助成金の支給等による支援を行っています。

「共働き・子育て」を推進して希望する働き方へ

男性の育児休業の取得率は年々増加していますが、それでもまだ、女性との差は大きく、育児・家事の負担は女性に偏る傾向にあります。一方で、男性の中にも育児に積極的に関わりたいというニーズが見られます。

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、2024年には育児・介護休業法等を改正し、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大といった事項を盛り込みました。さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度である「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」の普及促進を図っています。



▲改正育児・介護休業法ポスター

Hot Topics

ハラスメントのない職場へ

誰もが働きやすい職場環境を実現するためには、ハラスメントの根絶が重要です。

セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメント、パワーハラスメント等については、その防止対策を講ずることが、事業主の義務とされています。

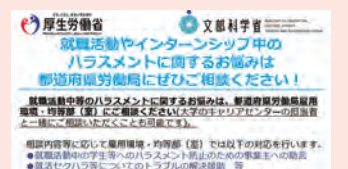
また、社会的に問題になっているカスタマーハラスメントや就職活動中の学生等へのハラスメントなど、新たなハラスメントへの対策も進めています。

多様で柔軟な働き方ができる社会に向けて

現在、フリーランスやテレワークといった多様で柔軟な働き方が普及しています。

こうした中で、個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、取引条件の明示やハラスメント対策等の義務を課した新法（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が、2024年11月に施行されました。さらに、仕事上のトラブルを弁護士に相談できる窓口である「フリーランス・トラブル110番」の体制を整備するなど、フリーランスの方が安心して働ける環境の整備に取り組んでいます。

また、テレワークに関する労務管理とICT（情報通信技術）についてワンストップで相談できる窓口の設置や、企業がテレワークを実施する際に留意すべき点等を明らかにしたガイドラインの周知等を通じて、事業者が適正な労務管理を行い、労働者が安心して働くことのできる良質なテレワークの定着・促進を行っています。



▲就職活動やインターンシップ中のハラスメントについての学生向けポスター